

町史

つとておきの話

221

立教大学社会情報教育研究センター

金澤 悠介

共有林はムラの財産／只見町の共有林に学ぶ④

日本の入会地研究と
只見町の共有林

私たちは只見町の共有林の管理ルールに興味をもち、調査を進めています。とくに集落ごとに異なる管理ルールがとられている、ということに大きな関心をもっていて、その理由を調べています。

只見町では集落ごとに共有林を管理するルールが異なっていますが、日本全国でみた場合、ルールはどのくらい異なるものなのでしょうか。この問いに答えるためには、日本で行われてきた入会地の研究がとても参考になります。

入会地は集落のみんなが共同して利用している山林原野であり、共有林も入会地のひとつとして考えることができます。入会地に対する学問的な関心は明治時代から始まります。明治時代に作られた民法は、西洋的な土地所有のありかた（一人一人が土地を所有する権利がある）

を日本に輸入しました。しかし、入会地の土地所有のありかた（集落のみんなが土地を所有する権利がある）は西洋的な土地所有のありかたとは異なるもので、入会地を民法の中でどのように位置づけるのが大きな関心事だったのです。

入会地に対する研究は戦前から数多く行われてきました。戦後、川島武宜東京大学名誉教授を中心とするグループが精力的に全国の入会地を丹念に調査研究した結果、入会地はさまざまな使いかたをされていることがわかりました。具体的には、住民が入会地の資源（薪・山菜など）を自由に使うというやりかたに加え、集落が中心となって入会地に植林したり、入会地を区分けして住民に自由に使用せたりするやりかたがあることがわかりました。さらに、入会地の使いかたは、集落の産業、集落内の人間関係、集落の歴史などで異なっていることも明らかになりました。

川島先生たちの調査は主に昭

和20～30年代に行われたものです。昭和49年に黒木三郎早稲田大学名誉教授らが林野庁の委託をうけて、全国1440件にも及ぶ入会地を調査しました。これは今までに例を見ない大規模な調査で、その成果は『昭和49年全国山林原野入会慣行調査』という書籍にまとめられています。私はここに掲載されている入会地の情報をもとに統計分析を行い、当時の入会地利用のありかたを分類しました。その結果、①集落が入会地に植林し、住民の利用が制限されているもの、②入会地の使いかたは①と共通するものの、利用する権利は集落に居住している人に加え、集落から離れた人にも与えられるもの、③入会地を区割りして集落の住民に与えるもの、④入会地の資源を住民が自由に利用するもの、という4つのタイプに分類できることがわかりました。時代が変化することと②のような新しい利用のありかたが出てきましたが、入会地にはさまざま利用のしかたが

あるというところは変わりません。また、集落の特徴によって、4つのタイプのうち、どれになりやすいかが決まる、ということも明らかになりました。

日本の入会地研究の成果をもとに考えると、只見町の共有林の管理ルールのありかたは特異なものというよりは、多くの地域に共通するものだといえます。つまり、集落のありかたによって共有林の利用のしかたが違ふ、というのは只見町だけではなく、日本全国でもあてはまるものなのです。

ちなみに、『昭和49年全国山林原野入会慣行調査』に只見町の事例も1件含まれています。明和地区の二軒在家の入会地です。手もとの資料によると、さきほどの④のタイプに分類されます。只見町の共有林は大規模な全国調査でも注目される貴重なものなのです。



戦後、さかんに植林された入会地

